

吳市教育委員会議題
(令和6年2月20日定例会)

吳市教育委員会

令和6年2月20日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第4号 呉市教育振興基本計画の変更について
- 4 教議第5号 学校施設等の建設計画について
- 5 教議第6号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第7号 呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 教議第8号 呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 8 教議第9号 臨時代理の承認について（令和5年度教育費補正予算）
- 9 教議第10号 臨時代理の承認について（契約の締結）

教議第4号

呉市教育振興基本計画の変更について

次の表の変更前の欄に掲げる数値を同表の変更後の欄に掲げる数値に、下線で示すように変更する。

変更前				変更後			
23ページ中段							
指標							
項目		現状		項目		目標	
小・中学校トイレの洋式化率 《公立学校施設のトイレ状況調査》		R2	32.5%	R2	32.5%	R8	<u>91.4%</u>

(提案理由)

小・中学校トイレの洋式化率の目標を、当初の66.0%から91.4%に上げるため、この案を提出する。

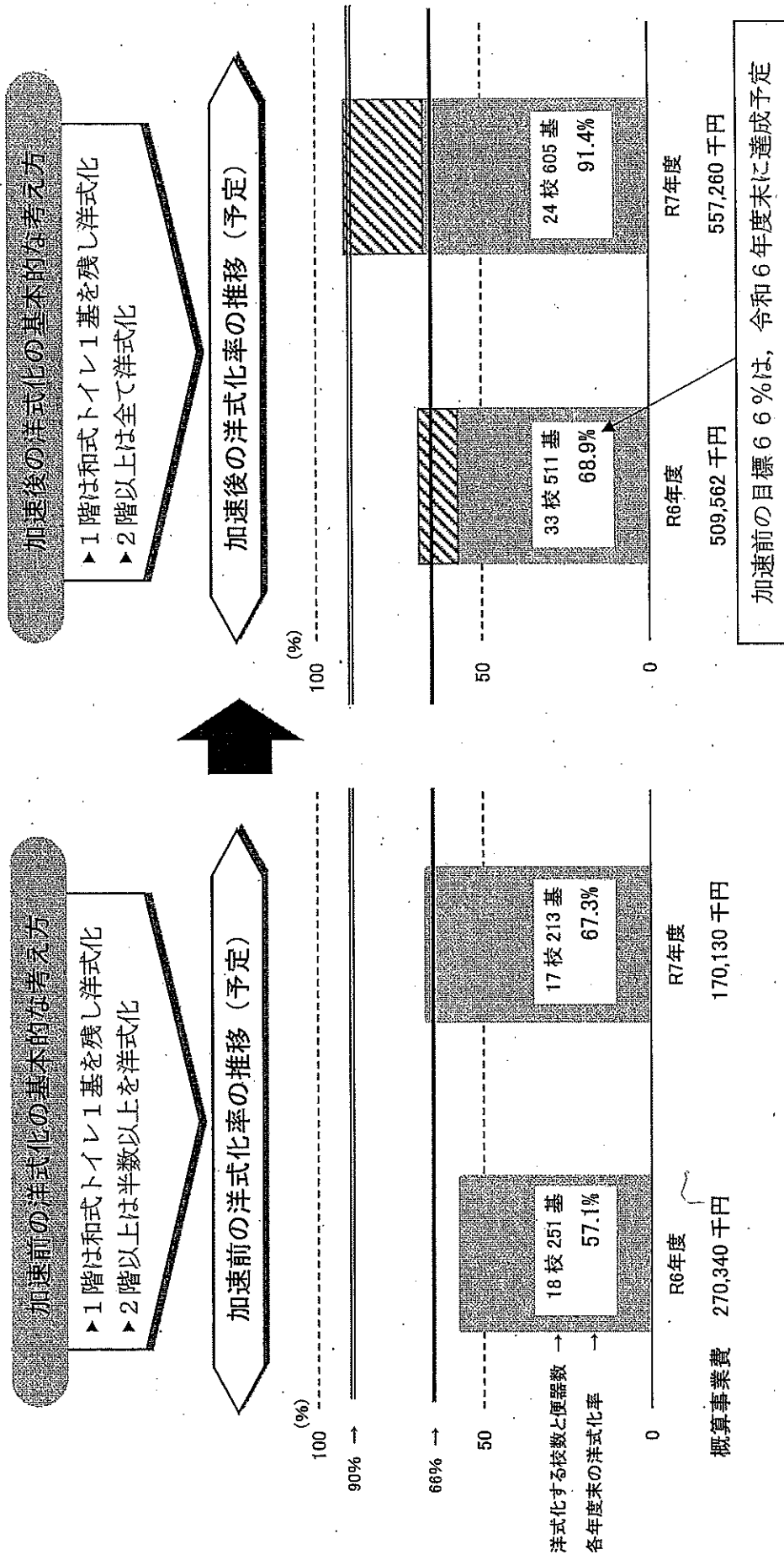
議案資料 呉市教育振興基本計画の変更について

1 変更の趣旨

小中学校におけるトイレ洋式化の加速に伴い、呉市教育振興基本計画の小・中学校トイレの洋式化率の目標を、当初の66.0%から91.4%に上げるものです。

2 変更の内容

加速前と加速後の洋式化率の推移（令和6年度以降）



加速前の目標66%は、令和6年度末に達成予定

学校施設等の建設計画について

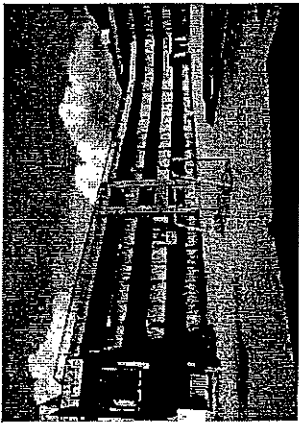
学校施設等の建設事業（令和6年度～令和10年度）を次のとおり計画する。

事業名	施設名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
小学校 改修事業	坪内小学校	校舎耐震補強 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,024㎡, 4階建て 1,741㎡	耐震補強						
小学校 建設事業	広南小学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 3階建て 576㎡ 2階建て 35㎡ 校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,256㎡		耐力度	設計	長寿命化		設計 旧校舎解体	
	三坂地小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,449㎡		耐力度	設計	校舎建設	旧校舎解体	外構	
	長迫小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,625㎡		耐力度	設計	校舎建設	旧校舎解体	外構	
	広小学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,424㎡, 平屋建て 99㎡	耐力度	設計	長寿命化				
	和庄小学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 4階建て 2,210㎡	耐力度	設計	長寿命化				
	宮原小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 4階建て 1,120㎡	既存校舎改修	仮設校舎建設	旧校舎解体	石積擁壁改修	校舎建設	仮設校舎解体	
	港町小学校	校舎・体育館改築 鉄筋コンクリート造 4階建て 2,443㎡ その他 1,704㎡		仮設校舎建設	旧校舎・体育館 設計(再計算)	校舎・体育館建設		仮設校舎解体 外構	
	郷原中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,003㎡		耐力度	設計	校舎建設	旧校舎解体	外構	
中学校 建設事業	豊浜中学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 4階建て 1,924㎡ 2階建て 817㎡ 体育館改築 鉄筋コンクリート造 1階建て 850㎡		耐力度	設計	長寿命化		設計 旧体育館解体	
	両城中学校	校舎・体育館改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 2,300㎡	耐力度	設計	仮設校舎建設	旧校舎解体	校舎建設		
	昭和中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 824㎡ 校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 3階建て 985㎡ その他 2,084㎡	耐力度	設計	旧校舎解体	校舎建設		設計 長寿命化	
	天応学園	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 3階建て 3,021㎡	外構	長寿命化					
	音戸学校給食 共同調理場建設事業	音戸学校給食共同調理場 学校給食共同調理場改築 鉄筋コンクリート造 2階建て 483㎡ (1階部分)		設計	共同調理場建設				

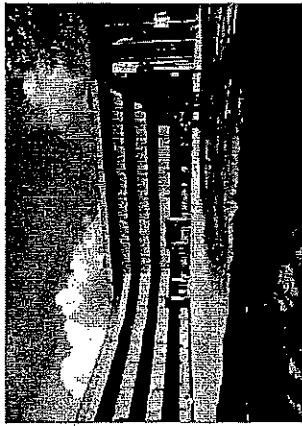
(提案理由)

学校施設等の新增改築計画を定めるため、この案を提出する。

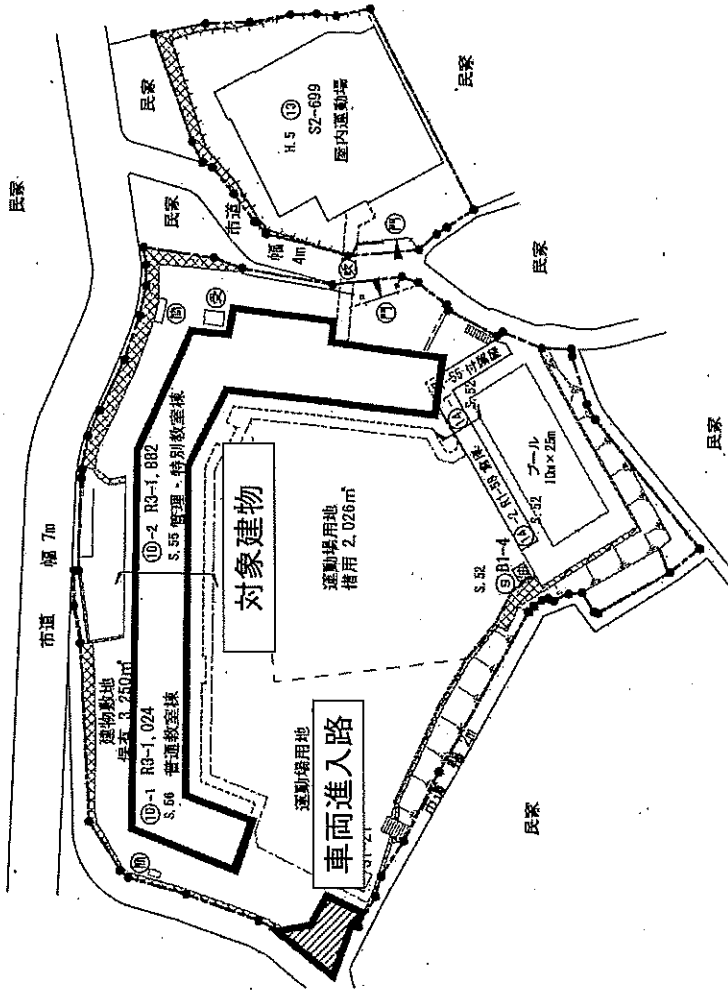
◆坪内小学校改修事業（耐震補強事業）



⑩-1棟



⑩-2棟



【対象建物】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンクリート強度
⑩-1	1	S55	1,024	0.45	C	41.3
⑩-2	1	S56	1,741	0.34		
合計	1		2,765			

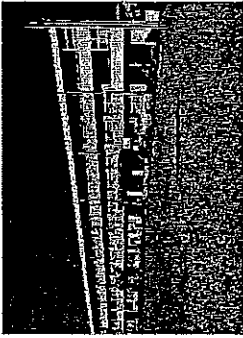
【スケジュール】

- R4 実施設計
- R5~R6 耐震補強工事
- R6 車両進入路整備工事

◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

R4 (2022)				R5 (2023)												R6 (2024)																			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計												耐震補強												車両進入路整備											
												▲												★											

◆ 広南小学校 建設・改修事業（長寿命化改良工事）



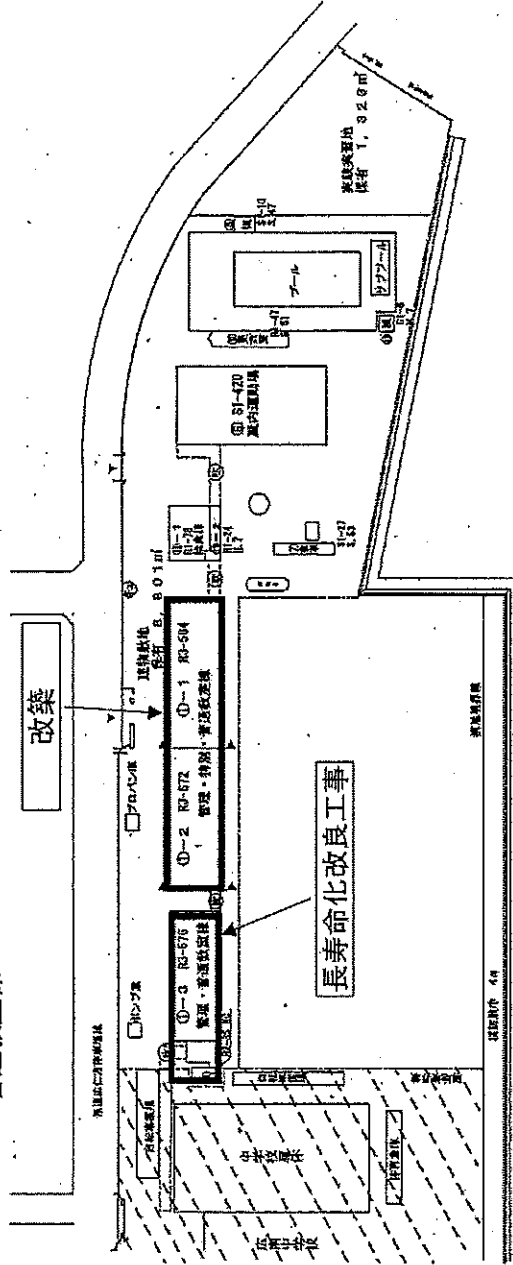
⑧トイレ棟

①-3 管理・普通教室棟

①-1, -2 管理・特別・普通教室棟

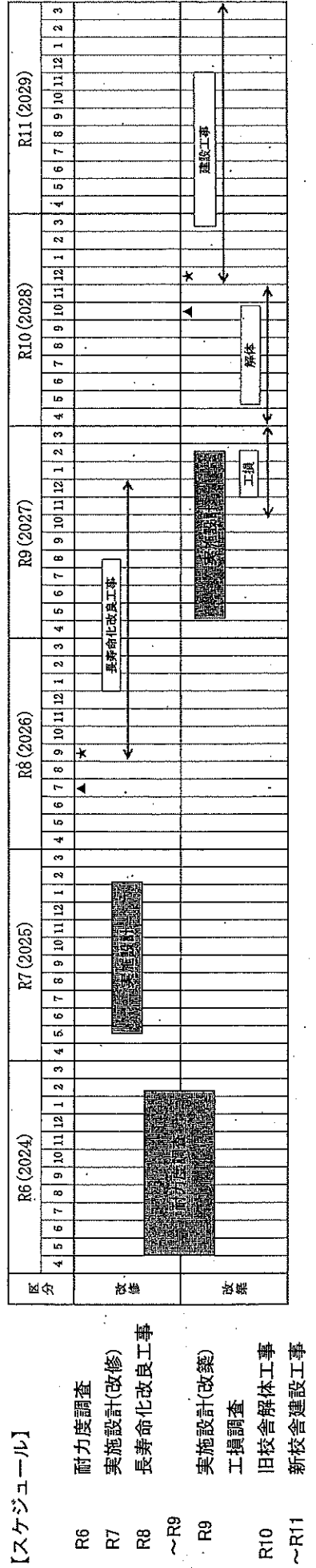
【対象建物】

棟番号	棟番号	棟数	建設年度	建築年数	面積(m ²)
改修	①-3	1	S46	53	576
	⑧	1	S53	46	35
改築	①-1	1	S41	58	1,256
	①-2	3	-	-	1,867
	合計				

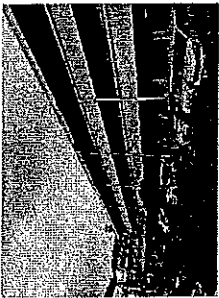


◎：再計画 ▲：公告 ★：建築 ◆：行政報告

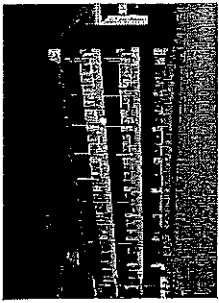
【スケジュール】



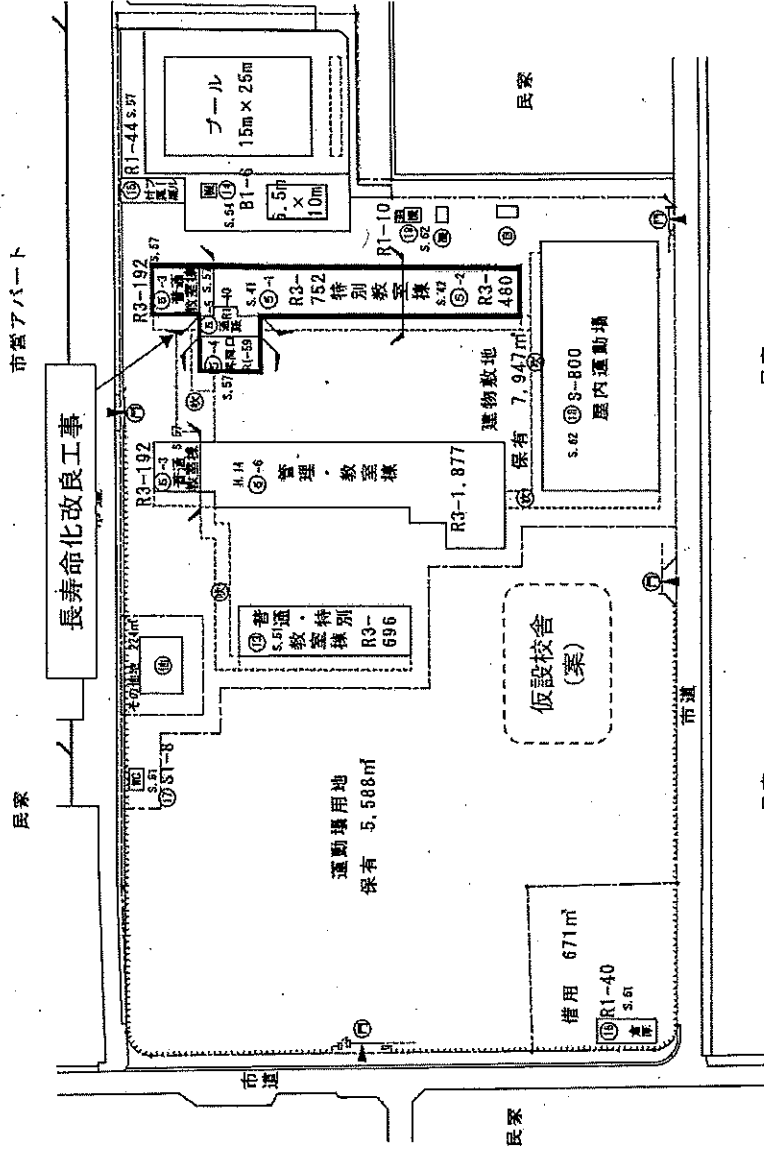
◆ 広小学校改修事業（長寿命化改良事業）



⑤-1, 2, 3, 4, 5
特別教室棟



⑬ 普通・特別教室棟



【対象建物】

区分	棟番号	棟数	建設年度	建築年数	面積 (㎡)
改修	⑤-1	1	S41	57	752
	⑤-2		S42	56	480
	⑤-3	S57	41	192	
	⑤-4	S57	41	59	
	⑤-5	S57	41	40	
	合計	2	-	-	1,523

【スケジュール】

- R5 耐力度調査
- R6 実施設計
- ~R7
- R7 仮設校舎建設(案)
- R7 長寿命化改良工事
- ~R8

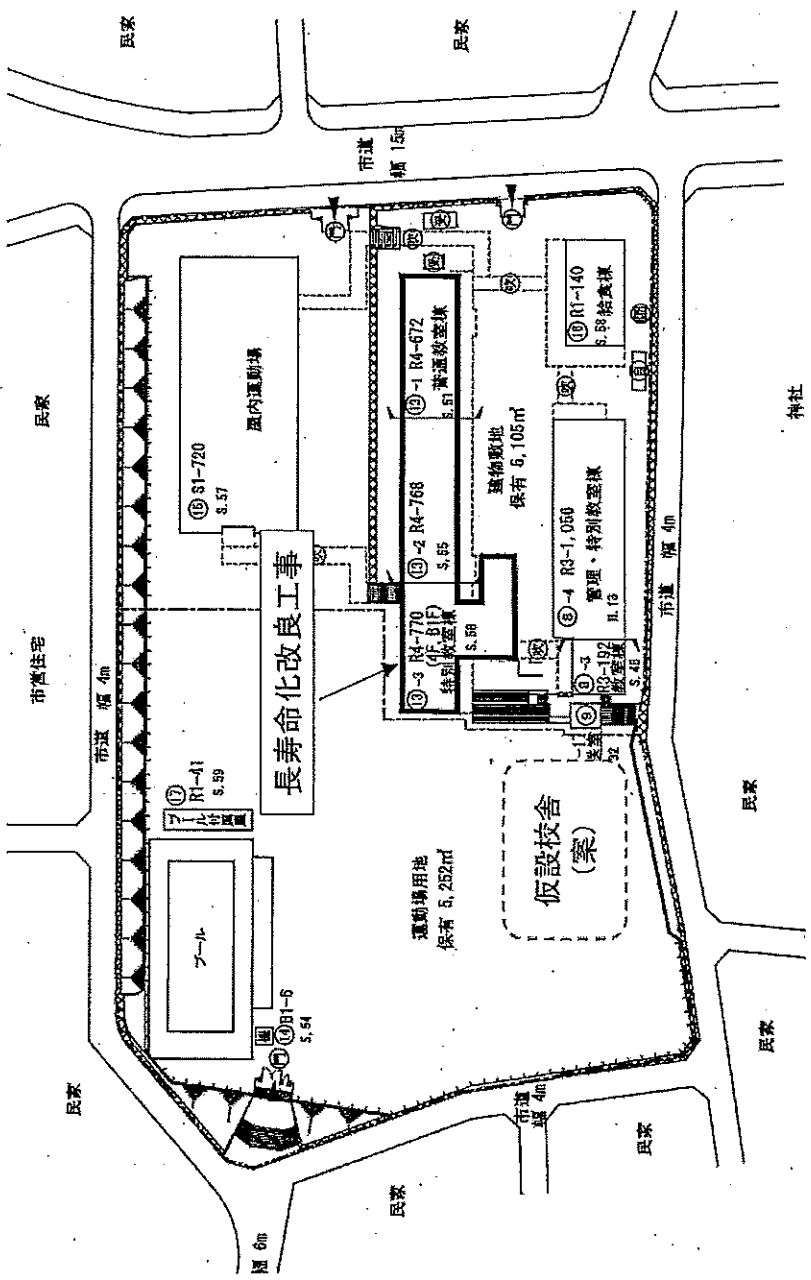
◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

R5 (2023)												R6 (2024)												R7 (2025)												R8 (2026)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
耐力度調査 追加費5,826円												仮設校舎建設												仮設校舎建設												長寿命化改良工事											
★												★												★												★											
▲												▲												▲												▲											
◆												◆												◆												◆											

10 ◆和庄小学校 改修事業(長寿命化改修事業)



⑬-1, 2, 3 普通・特別教室棟



【対象建物】

区分	棟番号	棟数	建設年度	建築年数	面積 (㎡)
改修	⑬-1	1	S51	47	672
	⑬-2		S55	43	768
	⑬-3	1	S58	40	770
	合計	2	-	-	2,210

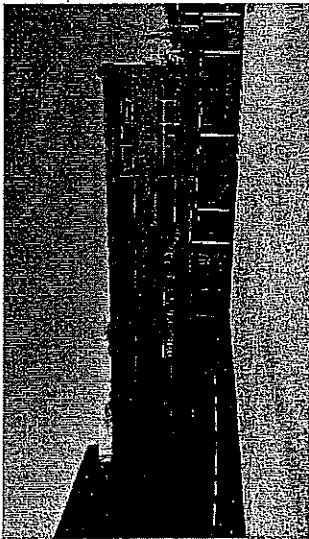
◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

【スケジュール】

- R5 耐力度調査
- R6 実施設計
- ~R7
- R7 仮設校舎建設(案)
- R7 長寿命化改修工事
- ~R8

R5 (2023)			R6 (2024)			R7 (2025)			R8 (2026)																	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]					
[議案]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]		
[行政報告]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]			[再計算]			[公告]		

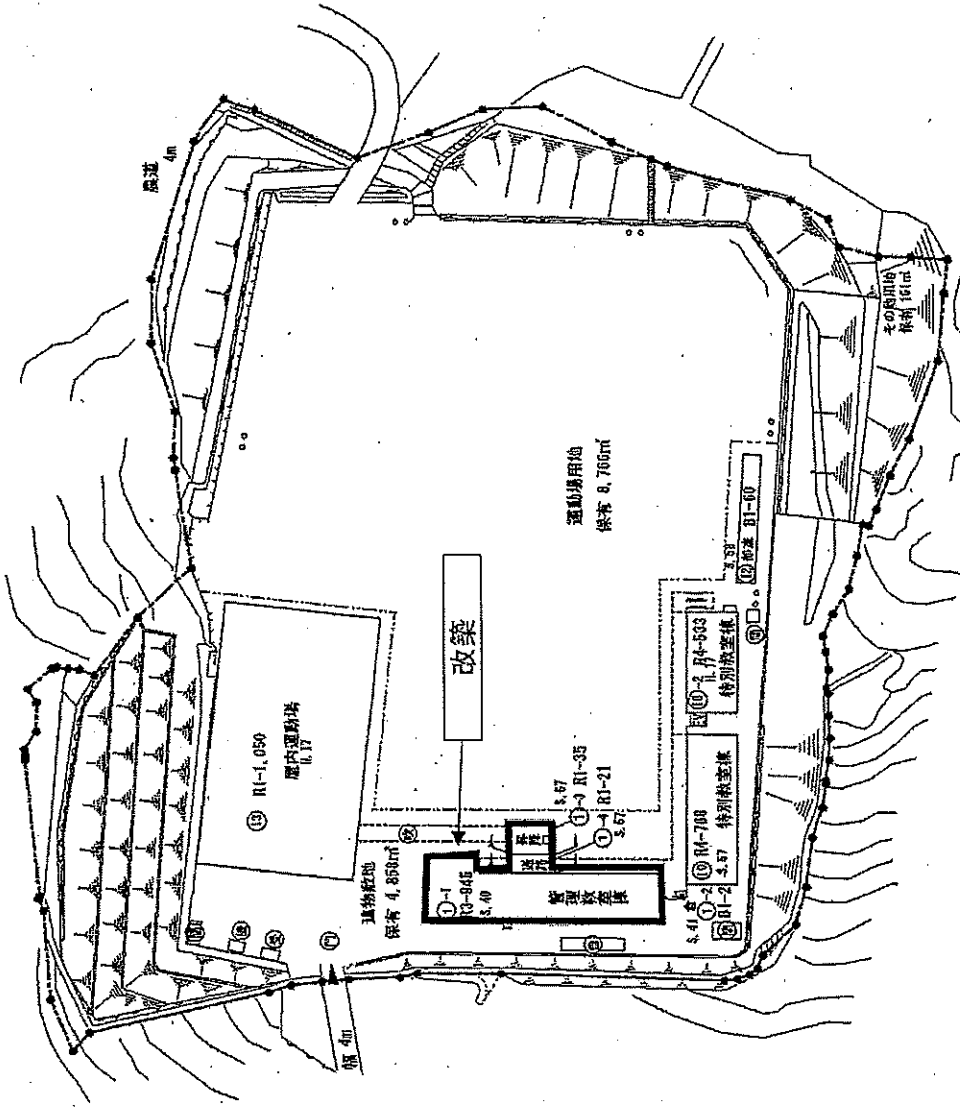
◆郷原中学校 建設事業



①-1～-4 管理教室棟

【対象建物】

区分	棟番号	棟数	建設年度	建築年数	面積(m ²)
改築	①-1	1	S40	59	945
	①-2		S41	58	2
	①-3		S57	42	35
	①-4			21	
	合計	1	-	-	1,003

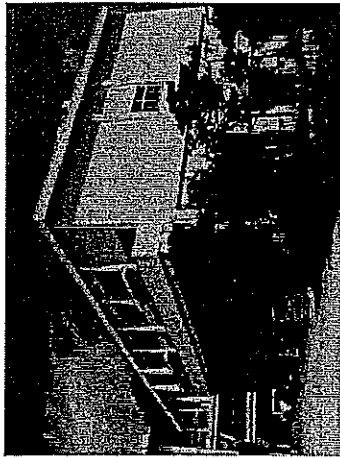


【スケジュール】

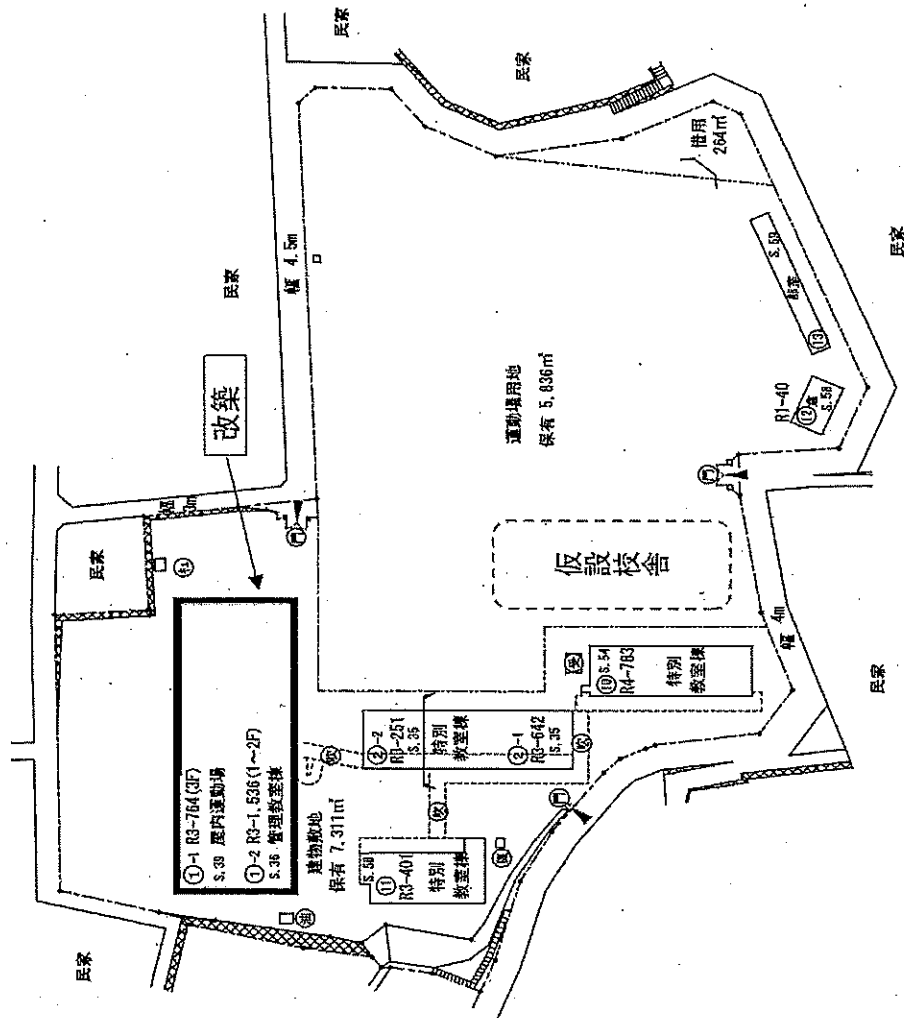
◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

区分	R6 (2024)			R7 (2025)			R8 (2026)			R9 (2027)			R10 (2028)									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
耐力度調査																						
実施設計																						
新校舎建設工事																						
工損調査																						
旧校舎解体工事																						
外構整備工事																						
解体及び外構																						
建設工事																						
工損																						

◆両城中学校建設事業



①-1,-2 重曹屋根



【対象建物】

区分	棟番号	棟数	建設年度	建築年数	面積 (㎡)
改築	①-1	1	S39	59	764
	①-2		S36	62	1,536
	合計	1	-	-	2,300

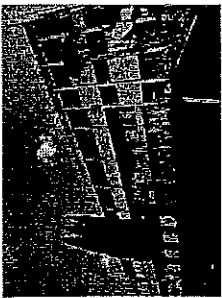
【スケジュール】

	R5 (2023)			R6 (2024)			R7 (2025)			R8 (2026)			R9 (2027)			R10 (2028)		
R5 耐力度調査																		
R6 実施設計																		
~R7																		
R7 工損調査, 仮設校舎建設																		
R8 既存重層屋根解体																		
R9																		
~R10 重層屋根建設																		

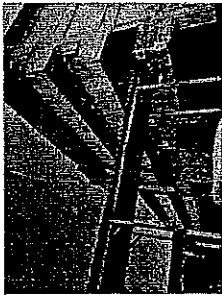
◆昭和中学校建設・改修事業（長寿命化改良工事）



②-1,-2 普通教室棟



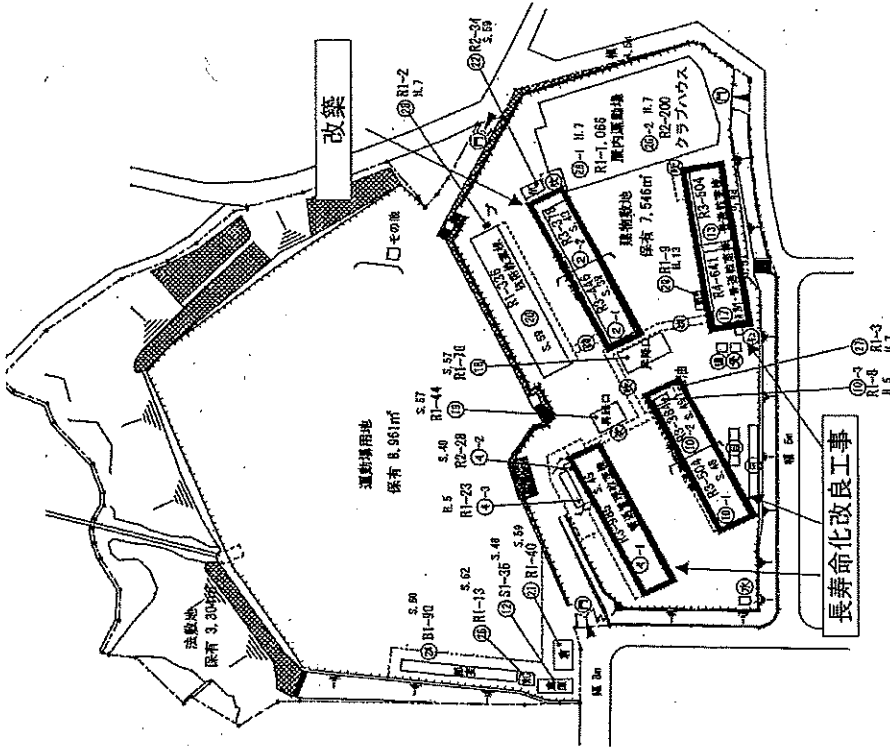
④-1,-2,-3 普通管理教室棟



⑩-⑰ 普通・特別教室棟

【対象建物】

棟番号	棟番号	棟数	建設年度	建築年数	面積 (m ²)
改築	②-1	1	S39	60	446
	②-2		S43	56	378
	④-1		S45	54	985
改修	④-2	1	S49	50	28
	④-3		H5	21	23
	⑬	1	S48	51	504
	⑰	1	S57	42	641
	⑩-1	1	S48	51	504
	⑩-2		S49	50	384
	合計	5	-	-	3,893



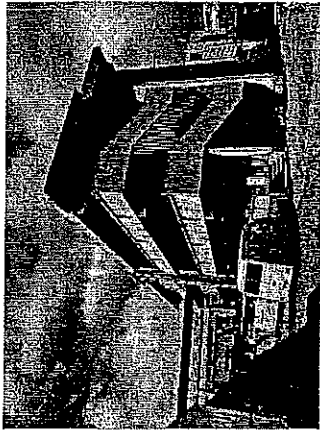
◎：再計築 ▲：公告 ★：建築 ◆：行政報告

【スケジュール】

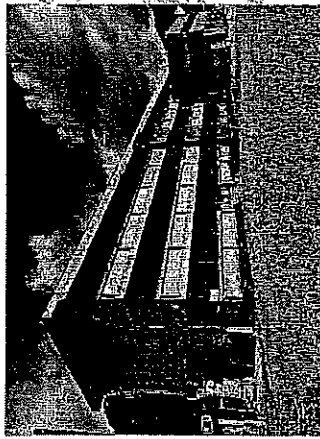
区分	R5(2023)			R6(2024)			R7(2025)			R8(2026)			R9(2027)			R10(2028)								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
改築																								
改修																								

- R5 耐力度調査
- R6 実施設計(改築)
- R7 工損調査
- ~R8 旧校舎解体工事
- R8 実施設計(改修)
- R8 校舎建設
- ~R9
- R9 長寿命化改良工事
- ~R10

◆天志学園建設事業(R5～長寿命化改良工事)



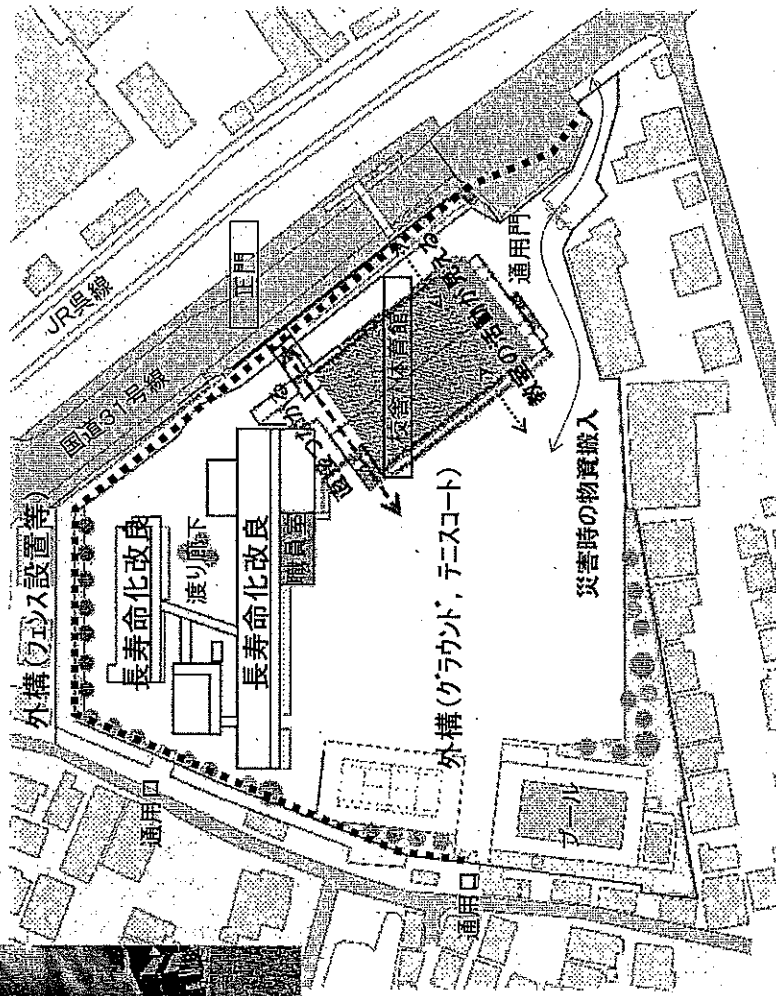
⑬棟



⑬-1～-3棟

【対象建物】

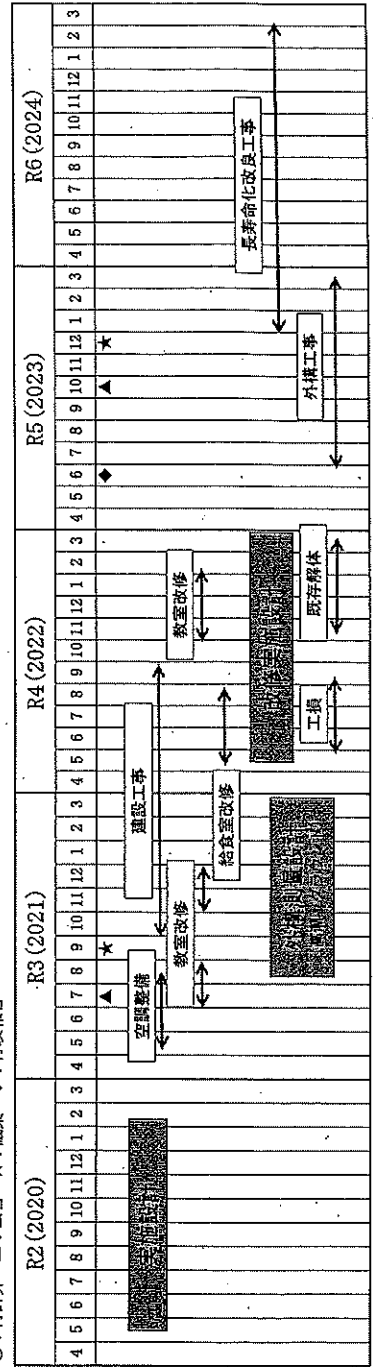
区分	棟番号	棟数	建設年度	面積(m ²)
改修	⑬-1	1	S54	703
	⑬-2	1	S55	1,336
	⑬-3	1	S63	94
	⑬	1	S57	888
	合計	3		3,021



【スケジュール】

- R2 実施設計
- R3 空調設置, 教室内装改修工事, 外構測量設計
- R3～R4 校舎等建設工事
- R4 教室内装改修工事, 工損調査, 既存体育館解体工事, 長寿命化改良工事実施設計
- R5 外構工事, 長寿命化改良工事
- R6 長寿命化改良工事

◎:再計算 ▲:公告 ★:議案 ◆:行政報告



教議第6号

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年呉市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>学校長</u>は、週休日の振替又は部分勤務時間の割り振り変更を行う場合には、週休日の振替又は部分勤務時間の割り振り変更（第4項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。第5条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>学校長</u>は、部分勤務時間の割り振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日のうちの30分を単位とする勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>4 <u>学校長</u>は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。</p> <p>(週休日、勤務時間の割り振り等の明示)</p> <p>第4条 <u>学校長</u>は、条例第2条第4項の規定により職員の勤務時間について別の定めをし、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>校長</u>は、週休日の振替又は部分勤務時間の割り振り変更を行う場合には、週休日の振替又は部分勤務時間の割り振り変更（第4項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。第5条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>校長</u>は、部分勤務時間の割り振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日のうちの30分を単位とする勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>4 <u>校長</u>は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。</p> <p>(週休日、勤務時間の割り振り等の明示)</p> <p>第4条 <u>校長</u>は、条例第2条第4項の規定により職員の勤務時間について別の定めをし、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置</p>

いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(代休日の指定)

第5条 略

2 学校長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 略

(年次有給休暇の単位)

第8条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、学校長が特に必要と認める場合は30分を単位として年次有給休暇を受けることができる。

(特別休暇の承認)

第10条 略

2 学校長は、特別休暇(前項に規定するものを除く。次条及び第12条第1項において同じ。)の請求について、別表第2各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができると思われる場合は、この限りでない。

(年次有給休暇及び特別休暇の請求等)

第11条 年次有給休暇を取得し、又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇票に記入して学校長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において年次有給休暇にあっては届出をし、特別休暇にあっては承認を求めることができる。

2 別表第2第8号、第10号及び第11号に規定する休暇の請求は、あらかじめ休暇票に記入して学校長に対し行わなければならない。ただし、出産したときは、その旨を速やかに学校長に届け出るものとする。

た場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(代休日の指定)

第5条 略

2 校長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 略

(年次有給休暇の単位)

第8条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、校長が特に必要と認める場合は30分を単位として年次有給休暇を受けることができる。

(特別休暇の承認)

第10条 略

2 校長は、特別休暇(前項に規定するものを除く。次条及び第12条第1項において同じ。)の請求について、別表第2各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができると思われる場合は、この限りでない。

(年次有給休暇及び特別休暇の請求等)

第11条 年次有給休暇を取得し、又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇票に記入して校長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において年次有給休暇にあっては届出をし、特別休暇にあっては承認を求めることができる。

2 別表第2第8号、第10号及び第11号に規定する休暇の請求は、あらかじめ休暇票に記入して校長に対し行わなければならない。ただし、出産したときは、その旨を速やかに校長に届け出るものとする。

(休暇の承認の決定等)

第12条 前条の規定による請求があった場合においては、学校長は、年次有給休暇に係るものにあつてはその請求に係る時季を変更するかどうか、特別休暇に係るものにあつてはこれを承認するかどうかを速やかに決定するものとする。

2 学校長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(組合休暇)

第13条 条例第16条第1項に規定する許可（以下「組合休暇の許可」という。）は、学校長が公務に支障がないと認めるときにその有効期間を定めて与えるものとする。

2 職員は、組合休暇の許可を求める場合には、その職及び氏名、所属する職員団体の名称及び当該団体における役職名並びに組合休暇の許可を受けて従事しようとする業務の内容及びその期間を記載した許可願をあらかじめ学校長に提出しなければならない。

3・4 略

(報告)

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、学校長に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

別表第2（第9条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) ～(15) 略	
(16)配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えないう範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了

(休暇の承認の決定等)

第12条 前条の規定による請求があった場合においては、校長は、年次有給休暇に係るものにあつてはその請求に係る時季を変更するかどうか、特別休暇に係るものにあつてはこれを承認するかどうかを速やかに決定するものとする。

2 校長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(組合休暇)

第13条 条例第16条第1項に規定する許可（以下「組合休暇の許可」という。）は、校長が公務に支障がないと認めるときにその有効期間を定めて与えるものとする。

2 職員は、組合休暇の許可を求める場合には、その職及び氏名、所属する職員団体の名称及び当該団体における役職名並びに組合休暇の許可を受けて従事しようとする業務の内容及びその期間を記載した許可願をあらかじめ校長に提出しなければならない。

3・4 略

(報告)

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、校長に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

別表第2（第9条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) ～(15) 略	
(16)配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えないう範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了

<p>をいう。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。)を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子(以下この号において「義務教育終了前の子等」という。)を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため)、又は次のア若しくはイに掲げる職員が当該ア若しくはイに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 義務教育終了前の子等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項</p> <p>(ア) 疾病の予防のために予防接種又は健康</p>	<p>前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はアに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</p>	<p>をいう。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。)を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子(以下この号において「義務教育終了前の子等」という。)を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため)、又は次のア若しくはイに掲げる職員が当該ア若しくはイに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 義務教育終了前の子等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項</p> <p>(ア) 疾病の予防のために予防接種又は健康</p>	<p>前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はアに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</p>
--	--	--	--

診断を受けさせること。

(イ) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話

(ウ) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

イ 義務教育終了前の子等以外の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育する職員当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防

診断を受けさせること。

(イ) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話

(ウ) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

(エ) 児童福祉法

（昭和22年

法律第164

号）第6条の

2の2第2項

に規定する児

童発達支援又

は同条第3項

に規定する医

療型児童発達

支援を受けさ

せること。

イ 義務教育終了前の子等以外の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育する職員当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防

接種又は健康診断を受けさせること。		接種又は健康診断を受けさせること。	
(17)～(20) 略		(17)～(20) 略	
(21)職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	(21)職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月までの期間（ <u>当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間</u> ）内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(22)～(24) 略		(22)～(24) 略	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和6年1月1日から適用する。

(提案理由)

広島県の「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

職員が働きやすい職場環境の整備を図るため、広島県の「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 業務の都合により7月から9月の期間内に夏季休暇を使用することが困難であると認められる職員については、当該期間を前後各1か月拡大し、当該休暇を使用することを可能とします。
- (2) 職員が子に児童発達支援又は医療型児童発達支援を受けさせるため、勤務しないことが相当であると認められる場合を、家族を看護するための特別休暇の対象とします。
- (3) 他の規程の表記に合わせ、「学校長」を「校長」に改めます。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和6年1月1日から適用します。

教議第7号

呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について
 呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

呉市就学援助費支給規則（昭和42年呉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(就学援助費の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 児童生徒が学校の第1学年に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第2号に掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助費受給申請書（以下「受給申請書」という。）に必要な書類を添えて、当該申請者の児童生徒が在学している<u>学校の長</u>（以下「学校長」という。）又は就学予定者が入学する予定の<u>学校長</u>を経由して、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>学校長</u>は、前項に規定する受給申請書等を受理したときは、当該受給申請書に就学援助費申請者名簿を添えて、委員会に提出するものとする。</p> <p>(支給の認定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、前項の審査により認定の可否を決定したときは、その結果を<u>学校長</u>に通知するとともに、当該<u>学校長</u>を経由して申請者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(支給手続)</p>	<p>(就学援助費の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 児童生徒が学校の第1学年又は第7学年に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第2号に掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助費受給申請書（以下「受給申請書」という。）に必要な書類を添えて、当該申請者の児童生徒が在学している<u>学校の校長</u>又は就学予定者が入学する予定の<u>学校の校長</u>を経由して、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>校長</u>は、前項に規定する受給申請書等を受理したときは、当該受給申請書に就学援助費申請者名簿を添えて、委員会に提出するものとする。</p> <p>(支給の認定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、前項の審査により認定の可否を決定したときは、その結果を<u>校長</u>に通知するとともに、当該<u>校長</u>を経由して申請者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(支給手続)</p>

第7条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、就学援助費の請求及び返納に関する事務について、学校長に委任するものとする。ただし、受給者が第4条第4項に規定する者の保護者である場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による委任を受けた学校長は、就学援助費支給申請書（以下「申請書」という。）により委員会に就学援助費を請求するものとする。

3 略

4 受給者は、第4条第1項第6号及び第7号に規定する就学援助費について、受領及び執行に関する事務を学校長に委任するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該就学援助費を直接受給者に支給することができるものとする。

5 委員会が就学援助費を直接受給者に支給することが適当でないとするときは、委員会が定めるところにより、受給者は、就学援助費の受領及び執行に関する事務を学校長に委任するものとする。

（就学援助費の出納）

第8条 学校長は、前条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、就学援助費の返納、受領又は執行に関する事務を処理するときは、その出納に係る記録を就学援助費出納簿に記載し、明らかにしなければならない。

（受給者の状況報告）

第9条 学校長は、年1回、委員会が指定する時期に、第3条に規定する要件の有無を確認した上、就学援助費受給者状況報告書を作成し、委員会が定める期限までに報告しなければならない。

（変更の届出）

第11条 受給者は、受給申請書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく学校長を

第7条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、就学援助費の請求及び返納に関する事務について、校長に委任するものとする。ただし、受給者が第4条第4項に規定する者の保護者である場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による委任を受けた校長は、就学援助費支給申請書（以下「申請書」という。）により委員会に就学援助費を請求するものとする。

3 略

4 受給者は、第4条第1項第6号及び第7号に規定する就学援助費について、受領及び執行に関する事務を校長に委任するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該就学援助費を直接受給者に支給することができるものとする。

5 委員会が就学援助費を直接受給者に支給することが適当でないとするときは、委員会が定めるところにより、受給者は、就学援助費の受領及び執行に関する事務を校長に委任するものとする。

（就学援助費の出納）

第8条 校長は、前条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、就学援助費の返納、受領又は執行に関する事務を処理するときは、その出納に係る記録を就学援助費出納簿に記載し、明らかにしなければならない。

（受給者の状況報告）

第9条 校長は、委員会が必要と認める受給者について、第3条に規定する要件の有無を確認した上、就学援助費受給者状況報告書を作成し、委員会が定める期限までに報告しなければならない。

（変更の届出）

第11条 受給者は、受給申請書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく校長を経

經由して、書面により委員会に届け出なければならぬ。

由して、書面により委員会に届け出なければならぬ。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育委員会が市長部局からデータを受け取ることにより就学援助費受給者の状況が確認できる場合は、学校からの状況報告を行わないこととするため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

教育委員会が市長部局からデータを受け取ることにより就学援助費受給者の状況が確認できる場合は、学校からの状況報告を行わないこととするため、令和6年度から変更するものです。

2 改正の内容

- (1) 義務教育学校設置に伴う規則の一部改正において、中学1年生に該当する第7学年の文言を遺漏していたため、追記するものです。
- (2) 受給者の状況報告について、各学校は、年1回、教育委員会が指定する時期に、全ての受給者の状況報告をすることとなっておりましたが、教育委員会が必要と認める受給者についてのみ状況報告を求めることとし、学校事務の負担軽減及び効率化を図るものです。
- (3) 他の規程の表記に合わせ、「学校長」を「校長」に改めるものです。

3 施行期日

令和6年4月1日

教議第8号

呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
 呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

呉市就学指導委員会規則（昭和49年呉市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>呉市就学指導委員会規則</u> （目的及び設置）</p> <p>第1条 呉市に居住し、<u>教育上特別な配慮を要する児童生徒（小学校新入学児を含む。）の就学指導を適正に行うため、呉市就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第2条 委員会は、<u>前条の目的を遂行するため次の事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>個々の児童生徒の実態を総合的に判断し、適正な教育措置を呉市教育委員会に具申する。</u></p> <p>(2) <u>その他委員会の目的達成に必要な事業を行う。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、<u>次の各号に掲げる者のうちから25名以内の委員をもつて組織す</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>呉市教育支援委員会規則</u> （目的及び設置）</p> <p>第1条 呉市に居住し、<u>特別な支援を必要とする児童生徒（就学予定者を含む。以下「児童生徒」という。）に対し、適正な就学の支援及び就学後における一貫した支援を行うため、呉市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第2条 委員会は、<u>次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>児童生徒の就学先となる学校及び学びの場（小中学校等における通常の学級、通級による指導又は特別支援学級をいう。以下同じ。）の決定に際し、総合的な判断のための助言を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>児童生徒の就学先となる学校及び学びの場について、本人及び保護者と学校等とが合意形成を図るための助言を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>児童生徒に係る早期からの教育相談及び支援並びに就学先決定時及びその後の一貫した支援のための助言を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、児童生徒の状態に即した教育支援に関する助言を行うこと。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、<u>委員25名以内をもつて組織する。</u></p>

<p>る。</p> <p>(1) <u>専門医</u></p> <p>(2) <u>福祉行政機関及び児童福祉施設等の職員</u></p> <p>(3) <u>特別支援学校、呉市立小学校又は呉市立中学校の教職員</u></p>	
<p>2 前項の委員は、呉市教育委員会が任命又は委嘱する。</p>	<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから呉市教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) <u>専門医</u></p> <p>(2) <u>福祉行政機関及び児童福祉施設等の職員</u></p> <p>(3) <u>特別支援学校の教職員</u></p> <p>(4) <u>呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員</u></p>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

名称を「呉市就学指導委員会」から「呉市教育支援委員会」に改めるとともに、当該委員会の機能を拡充するため、この規則案を提出する。

議案資料 吳市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

名称を「吳市就学指導委員会」から「吳市教育支援委員会」に改めるとともに、当該委員会の機能を拡充します。

2 改正の内容

- (1) 規則の題名を「吳市教育支援会規則」に変更します。
- (2) 委員会の名称を「吳市就学指導委員会」から「吳市教育支援委員会」に変更するとともに、設置の目的を、児童生徒に対し、適正な就学の支援及び就学後の一貫した支援を行うためとします。
- (3) 委員会の業務を、就学先の学校や学びの場について助言する等に定めます。
- (4) その他語句の訂正を行います。

3 施行期日

令和6年4月1日

